# 北海商科大学学位規則

(授与する学位)

第1条 北海商科大学(以下「本学」という。)が授与する学位は、次のとおりとする。

商学部 商学科 学士(商学)

観光産業学科 学士(商学)

商学研究科 ビジネス専攻 修士(商学) 博士(商学)

(学位の授与の要件)

- 第2条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、本学の大学院(以下「本大学院」という。)の修士課程を修了した者に授与 する。
- 3 博士の学位は、本大学院の博士(後期)課程を修了した者に授与する。
- 4 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院博士(後期)課程を修了しない者であっても、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し本大学院博士(後期)課程修了者と同等以上の学力を有することを試験により確認された場合には、授与することができる。
- 5 本大学院の博士(後期)課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学せずに論文を提出するときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから3年以内に提出する場合に限り、審査手数料の納入を免除する。

(論文の提出)

- 第3条 修士論文は、在学第2 年次以降において、指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。
- 2 博士論文は、在学第3年次以降において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

ただし、優れた研究業績を上げた者は、修士課程に1年以上在学し、所定の科目について 20単位以上修得すれば提出することができる。

- 3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の博士学位申請書、研究 業績一覧表、博士論文の要旨、履歴書及び別に定める審査手数料を添えて、博士論文を研究 科長に提出しなければならない。
- 4 提出する論文は1編とし、正副3通を提出するものとする。
- 5 提出した論文及び納入した審査手数料は、返還しない。

(論文の審査及び試験)

- 第4条 修士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第3条に定めと ころを基準として行うものとする。
- 2 博士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第4条に定めるところを基準として行うものとする。
- 3 論文の審査及び試験に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(論文の審査)

- 第5条 修士論文及び博士論文の審査は、研究科の審査委員会が行う。
- 2 前項の審査委員会は、原則として、研究科委員会に所属する3人の委員をもって構成する。 第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査のための審査委員会には、学位申請者の指導 教授を加えるものとする。
- 3 第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査は、原則として在学期間内に終了するものとし、第2条第4項及び第5項に定める博士論文の審査は、その提出から1年以内に終了するものとする。

(試 験)

- 第6条 試験は、審査委員が筆記又は口頭で行う。
- 2 試験は、修士論文又は博士論文の内容を中心として行う。
- 3 第2条第4項に定める学力を確認するための試験は、博士論文の内容、関連する専攻分野 の科目及び外国語について行う。ただし、学位申請者の経歴、研究上の業績から優れた学力 が認められる場合は、関連する専攻分野の科目及び外国語についての試験を免除することが できる。

(審査等の報告)

- 第7条 修士論文又は博士論文の審査及び試験が終了したときは、審査委員会は、その結果を、 修士論文又は博士論文試験の要旨を記載した書面により、研究科委員会に報告しなければな らない。
- 2 審査を終了した修士論文又は博士論文は、おおむね1週間、研究科委員会の委員に対して 公開するものとする。
- 3 研究科長は、研究科委員会の委員に対し、修士論文又は博士論文の提出者の氏名、修士論 文又は博士論文の題目、公開の期間及び場所その他必要な事項を、公開期間前7日までに書 面をもって通知しなければならない。

(合格又は不合格の決定)

- 第8条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格又は不合格は、研究科委員会において決定する。
- 2 前項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することができない。
- 3 第1項の合格の決定は、研究科委員会の委員の出席者の3分の2以上の者が賛成すること を必要とする。

(合格者の報告)

- 第9条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格者が決定したときは、研究科長は、遅滞なく、 その旨を学長に報告しなければならない。
- 2 前項の報告には、修士論文又は博士論文の審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書 2 通を 添付しなければならない。

(学位の授与及び学位記)

第 10 条 学長は、教授会の議を経て、本学学則第 28 条の定める単位を修得した者に、第 1 条 に該当する学士の学位を授与する。

- 2 学長は、本大学院研究科委員会の議を経て、修士論文又は博士論文の審査及び試験の合格 者に対し、第1条に該当する学位を授与する。
- 3 学位記は、別記様式のとおりとする。

#### (論文要旨等の公表)

- 第 11 条 当研究科は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 ケ月 以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の概要をインターネットの利用により公表する ものとする。
- 2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士 の学位の授与に関する論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授 与される前にすでに公表している場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない理由がある場合には、研究科委員会の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 4 博士の学位を授与された者が行う第2項の規定による公表は、本大学の機関リポジトリH OKUGA(以下「HOKUGA」という。)を活用して、インターネットの利用により行 うものとする。
- 5 第 2 項の規定にもかかわらず、博士の学位を授与された者がHOKUGA以外の形態によって公表する場合には、本大学が授与した学位に関する論文またはその要旨である旨を明記しなければならない。

## (学位の取消)

- 第12条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は研究科 委員会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。
- (1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき
- (2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき
- 2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本学に返さなければならない。 (規則の改正)
- 第13条 この規則の改正は、教授会又は研究科委員会の議を経て行う。

## 附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 附則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 第3条は、平成30度1年次入学者から適用し、平成29年度以前の入学者については従前の規定による。

# 別紙様式

1 (本学を卒業した場合の卒業証書・学位記)

学第〇〇〇号 印	年月日	授与する。 お学士(商学)の学位を本学を卒業したことを	年 月 日生	印氏名	
----------	-----	-----------------------------	--------	-----	--

2 (修士課程を修了した場合の学位記)

修第〇〇〇号 印	年月日	学位を授与する修了したので修士(商学)のビジネス専攻の修士課程を本 学 大 学 院 商 学 研 究 科	年 月 日生	印氏名	] 学位記
----------	-----	---	--------	-----	-------

# 3 (博士後期課程を修了した場合の学位記)

